

# プロ人材就業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県内の事業者がU I Jターンによるプロフェッショナル人材を確保することを支援するため、事業者が当該人材を受け入れた場合に、その要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロフェッショナル人材

長野県外で概ね5年以上の勤務により、事業の計画・運営などの実績を有し、かつ、受け入れる企業において創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材であって、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して民間人材ビジネス事業者が紹介する者をいう。

(2) U I Jターン

県外で居住又は就業していた者が、県内へ転居又は転職することをいう。

(3) 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点

企業における専門的な技術や知識等を持つ人材の需要を開拓し、都市圏から地方への当該人材の還流を促進することにより、県内企業の成長戦略の実現に資するために長野県が設置した拠点をいう。

(4) 民間人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた事業者であって、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録したものをいう。

(5) 常時使用する従業員

期間の定めのない契約により使用される者又は1年以上使用されることが予定される者で、かつ、その者の1週間の労働時間数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 県内に本社、支社、事業所等を有すること。

(2) U I Jターンするプロフェッショナル人材を雇用しようとする者であること。ただし、当該プロフェッショナル人材が既にU I Jターンしていた場合であっても、本事業の対象となる雇用がそのU I Jターンから概ね1年以内に行われたものであって、かつ、当該雇用以前に正規雇用による就業がない場合を含むものとする。

(3) 県税の未納がないこと。

- (4) 役員等（事業主が個人である場合はその者を、事業主が法人である場合はその支店又は常時契約を締結する事業所等を代表する者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 第6条第1項の申請をする日から起算して過去1年以内に、雇用保険被保険者を解雇していないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 申請しようとする者が法人である場合は、その資本金又は出資金の総額が10億円未満であること。
- (9) 常時使用する従業員が1,000人未満であること。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、プロフェッショナル人材を雇用した日（4月1日以降の日に限る。）から2か月を限度とする。ただし、当該期間が3月1日以後にわたる場合は、2月末日までの期間とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

（補助対象認定及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、採用しようとする者を内定した後、原則、雇用が開始される日の10日前までに知事に申請をしなければならない。ただし、当該年度の申請受付は1月22日（当日が閉庁日の場合は翌開庁日）をもって終了する。

- 2 前項の申請は、様式第1号により行うものとする。
- 3 知事は、補助対象認定及び交付決定（以下「認定等」という。）をすべきものと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（認定等の変更）

第7条 認定等を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、知事に変更申請をしなければならない。

- (1) プロフェッショナル人材に係る業務内容、給与条件又は雇用期間等の雇用条件を変更する場合
  - (2) 補助対象経費合計額が増加する場合
  - (3) 補助対象経費合計額が2割以上減少する場合
- 2 前項の申請は、様式第2号により行うものとする。

（事業の中断又は廃止）

第8条 認定事業者が、本事業を中断し、又は廃止しようとするときは、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する期日は、認定等の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

2 前項の規定による取下げ又は補助対象認定前に申請の取下げをしようとするときは、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、認定事業者が、補助対象の事業を継続することについて不相当と認めるときは、認定等を取り消すことができる。

2 知事は、試用就業期間満了後、認定事業者がその業績不振のみを理由として、プロフェッショナル人材との雇用契約を継続しないときは、認定等を取り消すことができる。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の規定による実績報告書は、様式第4号及び別紙事業報告書によるものとし、認定事業者は、本事業が完了した日(第8条の規定により補助事業を廃止したときは、その日)から起算して60日を経過した日又は認定等のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告書を審査の上、適正と認めるときは、額の確定を認定事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 認定事業者が第11条第2項の規定による額の確定通知を受けた後、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第5号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 認定事業者は、本事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

2 知事は、前項の期間及び補助対象期間中、本事業に関して、必要に応じ認定事業者に報告を求め、事務所又は事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

2 この要綱による改正前に交付した補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う返還については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 補助対象経費等（第5条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象事業を実施するに際して、認定事業者が負担するプロフェッショナル人材に係る給与（基本給に限る。）に係る費用とする。 ただし、上記費用を対象とする国、県その他公的機関が行う事業との重複は認めない。</p>
<p>補助額</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額以内とする。ただし、次の重点分野においてプロフェッショナル人材を雇用する場合については、3分の2に相当する額以内とする。 補助額については、千円未満を切り捨てるものとし、同一の認定事業者につき、同一年度で5名を限度とする。</p>
<p>重点分野</p>	<p>①情報技術（IT）の開発、保守管理 ②医療機器又は健康福祉機器の開発 ③健康食品又は健康飲料の開発 ④省エネルギーに資する機械装置又は製品の開発 ⑤自然エネルギーを活用した製品の開発 ⑥電気自動車、小型航空機等の次世代交通分野に係る基幹部品又は加工装置の開発、保守</p>

様式第 1 号

年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

年度 プロ人材就業補助金認定申請書兼交付申請書

標記補助金について、認定及び交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容 別紙事業計画書のとおり

2 補助対象経費及び交付申請額

対象経費	円
交付申請額	, 0 0 0 円

※対象経費は、別添事業計画中の事業収支計画①合計額及び②合計額と一致すること。

※交付申請額は、別添事業計画中の事業収支計画の予算内訳本補助金額と一致すること。

※添付書類

- ・誓約書
- ・個人情報の収集に係る本人の同意書
- ・長野県プロフェッショナル人材戦略拠点の証明書
- ・別紙事業計画書
- ・未納の県税徴収金がない旨が記載されている証明書の写し（発行から 3 か月以内のもの）
- ・プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書の写し（当該人材の過去の勤務事業所名及び勤務内容が記載されているもの）
- ・雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ・申請前直近の決算書類
- ・その他知事が必要と認める書類

年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

### 誓 約 書

プロ人材就業補助金の認定等を受けるに当たり、以下の事項を誓約します。

- (1) 補助事業の執行にあたっては、プロ人材就業補助金交付要綱を誠実に遵守すること。
- (2) 資本金又は出資金の総額が 10 億円未満であること。
- (3) 常時使用する従業員が 1,000 人未満であること。
- (4) 雇用保険事業主であること。
- (5) 申請前 1 年以内に、雇用保険被保険者を解雇していないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 役員等（事業主が個人である場合はその者を、事業主が法人である場合はその支店又は常時契約を締結する事業所等を代表する者をいう。）が暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）でないこと又は暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団）と密接な関係を有する者でないこと。

長野県知事

様

### 個人情報の収集に係る本人の同意書

私は、(申請者名) \_\_\_\_\_ がプロ人材就業補助金の認定等申請をするに当たり、私の氏名、生年月日、住所、履歴書及び職務経歴書記載事項等、申請のために必要となる個人情報を収集されることに同意します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_



## プロ人材就業補助金に係る証明書

紹介を受けた プロフェッショナル 人材の氏名	
紹介事業者名	
<p>プロ人材就業補助金の交付申請に使用するのので、上記プロフェッショナル人材について、貴拠点を通じて上記紹介事業者から紹介を受けたことを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 様</p> <p style="text-align: center;">事業者住所 事業者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>上記プロフェッショナル人材は、当拠点を通じて上記紹介事業者が紹介した者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長野市県町 584 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点</p>	

## 別紙事業計画書

※変更認定申請書兼変更交付申請書（様式第2号）に添付するときは、変更箇所のみ記載すること。

### 1 申請者の概要

①	(ふりがな) 申請者氏名				
②	代表者 役職・氏名				
③	事務担当者	部署名・役職			
		氏名（ふりがな）		（ ）	
④	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		電子メール アドレス			
⑤	所在地	〒			
		(本社又は本店が県外にある場合は当該所在地をこの欄に記入) 〒			
⑥	業種				
	重点分野での 就業に該当 (いずれかに○、 該当するときは 別表番号を記載)	<p>する (別表 に該当) ・ しない 要綱別表(3)を参照</p> <p>※別表に規定する重点分野に該当する場合、給与の補助率は2/3以内となります。 重点分野に該当する理由を説明する資料を添付願います。</p>			
⑦	主な事業内容 及び主要商品	(企業パンフレット等を添付した場合、記載省略可)			
⑧	従業員数	人 (うち常時使用する従業員数 人)			

2 事業計画

①	プロフェッショナル人材（以下、「人材」という。）を採用して行う事業の概要	ア 就業時の人材の配置先（勤務地）・役職	
		イ 今後の事業計画と人材採用の関係（採用の必要性）	
		ウ 上記事業のため、事業主が求める人材の経験・スキル等	
②	人材の経歴等	ア 氏名（ふりがな）	( )
		イ 生年月日・年齢	(S・H) 年 月 日 (満 歳)
		ウ 就業前の勤務地及び居住地（都道府県名）	
		勤務地： 居住地：	
		エ 就業中に本人が居住する住所	
		オ 概要（人材が有する資格・スキル、職業経験の内容及び経験年数等）	
③	就業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
④	利用した民間人材ビジネス事業者名		

3 事業収支計画

予算内訳		
区 分	金 額	備 考
自己資金	円	①合計から本補助金、その他の金額を控除した金額
その他 〔※名称等を記入〕	円	国、県、その他公的機関が行う事業との重複は不可
本補助金 【千円未満切捨】	円	給与（補助率 1/2 又は 2/3） 円
①合 計	円	

支出内訳		
区 分	金 額	積算根拠
給 与	円	給料@ 円/月× か月
②合 計	円	

※①合計と②合計は一致させること。

様式第2号

年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の役職・氏名)

年度 プロ人材就業補助金変更認定申請書兼変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更  
したいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更交付申請額 (対象経費及び交付申請額に変更がない場合、記載不要)

対象経費	円
交付申請額	, 0 0 0 円

3 変更の理由

※添付書類

- ・別紙事業計画書
- ・プロフェッショナル人材との雇用契約内容に変更がある場合は、変更後の雇用契約書  
又は労働条件通知書の写し
- ・対象経費に変更がある場合は、その算出根拠がわかる書類
- ・その他知事が必要と認める書類

様式第3号

年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の役職・氏名)

年度 プロ人材就業補助金中断・廃止・申請取下げ届出書

年 月 日付けで交付決定を受けた(申請した)標記補助金について、下記のとおり中断・廃止・申請取下げをしたいので、届け出ます。

記

1 中断・廃止・申請取下げの理由

2 中断の期間(廃止した日) ※取下げの場合、記載不要

※廃止のときは、廃止した日から60日以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を提出すること。

様式第4号

年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

年度 プロ人材就業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた標記補助金に係る事業が完了したので、  
下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助対象経費及び実績報告額

対象経費	円
補助金額	, 0 0 0 円

2 補助対象経費の内訳

支出内訳		
区 分	金 額	積算根拠
給 与	円	給与@ 円/月× か月
合 計	円	

※別紙事業報告書を添付すること。

## 別紙事業報告書

### 事業実績

①	プロフェッショナル人材（以下、「人材」という。）を採用して行った事業の概要等	ア 配置先（勤務地）・役職	
		イ 人材の行なった業務の内容	
		ウ 人材の氏名（ふりがな）	( )
		エ 生年月日・年齢	(S・H) 年 月 日 (満 歳)
		オ 就業中の住所	
②	就業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

#### 【添付書類】

- 1 人材の賃金台帳の写し
- 2 人材の給与明細の写し
- 3 人材の給与振込確認書類等の写し
- 4 本事業に係る雇用契約書等の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類



様式第5号

年 月 日

長野県知事 様

申請者住所

申請者氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

年度 プロ人材就業補助金請求書

年 月 日付けで額の確定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求  
します。

記

1 請求金額 金 , 0 0 0 円

2 振込先 (必ず申請者名義の口座であること)

金融機関名	
本・支店名	
口座種別 (該当箇所を○で囲む)	普通 ・ 当座
(フリガナ) 口座名義	
口座番号	